

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 23 年 6 月 8 日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 片平 和夫

1. 工事概要

- (1) 工事名 久米島RPM 20kVA発電装置設置その他工事
- (2) 工事場所 沖縄県島尻郡久米島町字比屋定字謝山 2245-136
沖縄県島尻郡久米島町字大原 18-1
- (3) 工事内容 20kVA 自動制御式ディーゼル発電装置の設置工事及び
40kVA 自動制御式ディーゼル発電装置の撤去工事である。
【久米島RPM】
・ 20kVA 発電装置 1 式
【久米島NDB】
・ 40kVA 発電装置 1 式
- (4) 工期 契約締結の翌日から平成 23 年 10 月 21 日まで。
- (5) 本工事は、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。
なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、
紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札時までには大阪航空局の平成 23・24 年度一般（指名）競争参加資格者のうち「機械器具設置工事業」又は「電気工事業」で A 又は B 等級の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者

- (2. (2)の再認定を受けた者を除く。) でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期限の日から開札までの期間に、航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 (昭和 59 年 6 月 28 日付空経第 386 号) に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する (建設) 業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 沖縄県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (7) 平成 8 年 4 月 1 日以降に完成・引き渡ししが完了した、下記の要件を満たす工事 (以下「同種工事」という。) の実績を有する者であること。
(元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上の場合に限る。)

なお、当該実績が平成 13 年 4 月 1 日以降に完成した国土交通省の発注した工事である場合は、工事成績評定の評定点が 65 点未満であるものを除く。

同種工事：発電装置設置工事で、下記 1) から 2) の要件をすべて満たすもの。

1) 発電装置の種類：電気事業法で定める需要設備の適用を受ける非常用予備発電装置

2) 発電装置の容量：発電機定格出力 20kVA 以上

上記の条件は、同一工事の実績であること。

- (8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ただし、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 26 条第 3 項に該当しない場合は、専任の義務は有しない。なお、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

- 1) 建設業法で定める「機械器具設置工事業」又は「電気工事業」の主任技術者又は監理技術者の基準に加え、特殊電気工事資格者 (非常用予備発電装置工事) であること。
- 2) 2. (7) に掲げる工事の経験を有する者であること。
- 3) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

- 4) 競争に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。これを証することができる資料を求めることがあり、その提示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
- 5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間は以下のとおりとする。
 - ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間。(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの期間。)

なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。
 - ② 工事完了後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日(例:「完成検査確認通知書」等における日付)とする。
- (9) 大阪航空局が発注した「機械器具設置工事」又は「電気工事」で、平成21年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (11) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

なお、「工事に係る設計業務等の受託者」とは、「電気技術開発㈱」である。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒540-8559

大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館

国土交通省大阪航空局総務部経理課 契約係

電話番号 06-6949-6211 (内線 5046)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 平成23年6月8日から平成23年6月20日まで。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。)ただし、見積りに必要な図面、仕様書等については、競争参加資格の結果の通知に併せ配付する。

交付場所 1) 3. (1) 担当部局
2) 〒901-0143
沖縄県那覇市安次嶺 531-3
国土交通省 大阪航空局 那覇空港事務所 会計課
電話 098-857-1101

交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 平成 23 年 6 月 8 日から平成 23 年 6 月 20 日まで。
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09 時 00 分から
17 時 00 分までの間。)

提出場所 3. (1) と同じ。

申請書及び資料は、郵送 (宅配便を含む。以下同じ。)
又は持参により提出すること (部数 1 部)。ただし、い
ずれの場合も、必ず事前に電子入札システムにより提
出すること。

(4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法

入札書は、平成 23 年 7 月 11 日 17 時 00 分までに、電子入札シ
ステムにより提出すること。ただし、電子入札システムによりがたい
場合は、発注者の承諾を得たうえで、開札日時までに 3. (1) あて持参
すること (郵送又は託送による提出は認めない。)

開札は、平成 23 年 7 月 12 日 14 時 00 分、大阪航空局入札室にお
いて行う。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 納付。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の
保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公
共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の
締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額

の10分の1以上とする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定監理（又は主任）技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。

(5) 専任の監理（又は主任）技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、専任の監理（又は主任）技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

(6) 手続きにおける交渉の有無 無。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随時契約により締結する予定の有無 無。

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2.(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3.(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、2.(2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(11) 契約後VEの提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

(12) その他詳細は入札説明書による。